

# 農地情報公開システム・フェーズ2データ収集・移行ガイドライン

## 別紙6 各農業委員会等利用システムデータ整備完了報告書

### 各農業委員会等利用システムデータ整備完了報告書

申請日：平成 年 月 日

都道府県農業会議 殿

各農業委員会等利用システムでのデータ整備作業（※）を完了し、改正農業委員会法第五十一条、第五十二条、農地法第五十一条の二、農地法施工規則第三百条に記載のある、農地台帳情報の提供の準備が完了したことを報告いたします。

農業委員会等名称	:	_____
申請者氏名	:	_____ 印
申請者電話番号	:	_____
申請者 FAX 番号	:	_____
申請者メールアドレス	:	_____

※データ整備作業については、以下の内容となります。

- ・ データ移行ツールから出力される論理エラーリストの解消
- ・ 農地台帳の法定項目、任意項目の入力、整備